

千葉県告示第645号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和4年8月4日

千葉市長 神谷俊一

開設者の氏名	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	休止年月日
医療法人社団 誠馨会	千葉県若葉区加曾 利町 1835-1	総泉病院 通所リハビリテー ションゆず	千葉県若葉区 更科町 2592	令和4年8月1日